四街道市都市計画税条例の一部を改正する条例

四街道市都市計画税条例(昭和49年条例第13号)の一部を次のように改正する。

附則第2項(見出しを含む。)中「附則第15条第43項」を「附則第15条第44項」 に改める。

附則第3項(見出しを含む。)中「附則第15条第44項」を「附則第15条第45項」 に改める。

附則第16項中「第17項、第18項、第20項から第24項まで、第26項」を「第 18項、第19項、第21項から第25項まで」に、「第31項、第35項、第39項、 第42項、第43項、第44項若しくは第47項」を「第28項、第32項、第36項、 第40項、第43項から第45項まで若しくは第48項から第50項まで」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の四街道市都市計画税条例(以下「新条例」という。)の規定は、平成31年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成30年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日から所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(平成30年法律第49号)附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日の前日までの間における新条例附則第16項の規定の適用については、同項中「若しくは第48項から第50項まで」とあるのは「、第48項若しくは第49項」とする。